

全国音楽療法士養成協議会「理事会」議事報告

1. 日 時 平成20年5月12日(月)11:00~12:30
2. 会 場 私学会館（アルカディア市ヶ谷）7階会議室
3. 出席者 坂田会長（広島文化短大）、辻副会長（青森明の星短大）、須賀（宇都宮短大）、川並<代理 村井>（聖徳大学）、山本（常葉学園短大）、山下（宮崎学園短大）、出田（平成音楽大学）各理事、佃（高松短大）監事、三木<代理 久保>（鹿児島国際大学短大部）顧問、事務局（中原）
4. 欠席者 太田（札幌大谷大学）、本山（大阪音楽大学短大部）、村崎（徳島文理大学・同短大部）各理事、蜷川（桐朋学園芸術短大）監事、

議事概要

1 平成19年度の「事業報告及び決算報告」について

① 平成19年度の事業報告について

事務局より、平成19年度に行った本協議会の理事会・委員会等の活動状況についての報告に併せて、本協議会、日本音楽療法学会、岐阜県、兵庫県の代表メンバーで構成する「音楽療法推進懇話会」における検討内容、即ち、国家資格化（音楽療法士）への議連の働きかけ方については、本協議会と日本音楽療法学会との見解の相違が大きく、そう簡単には溝は埋まらない旨の報告があつて、これを了承した。

② 平成19年度の決算報告について

事務局より、「平成19年度の収入合計は27,689,177円。また、支出合計は16,019,526円となっている。従つて、差し引き残高は11,669,651円となった。この残高は次年度予算へ繰り越すことにしている。」旨決算報告。ついで、佃監事より、「過日、決算及び業務について監査したが、業務及び決算が適正に行われていることを確認した。」旨報告があつた後、平成19年度の決算報告について承認した。

2 本協議会規約の一部改正（案）について

はじめに事務局より、「本協議会の規約は、平成11年度に制定したが、当時は、音楽療法の定義も定かではなく、目的文も当時の音楽療法を取り巻く社会情勢に合わせて抽象的な表現としていたが、昨年、本協議会でも音楽療法士の専門的能力（指針）を作成したこともあつて、ここに来て、漸く音楽療法士の専門性も確立しつつあるような状況になつて

きた。そこで、規約の目的文においても、音楽療法士の専門性を打ち出すような文言に変えることとしたい。」旨報告。ついで協議の結果、規約『目的文』の改正については、本協議会の根幹に係る事柄なので、もう少し慎重に審議をした上で提案する必要があるとの意見が出され、目的文の改正への審議は、音楽教育・音楽療法充実向上委員会に付託することとなった。

3 平成20年度の「事業計画（案）及び予算（案）」について

① 平成20年度の事業計画（案）について

事務局より、「平成20年度の事業計画（案）の『最重要課題』では、①大学・短期大学等への音楽療法の普及並びに加盟校数の拡大、②音楽教育・音楽療法教育の充実向上に関する研究及び教職員の研修、③音楽療法士1種、2種の養成カリキュラムについての研究、④音楽療法推進議員連盟への協力（音楽療法士の国家資格化への推進）の4項目を掲げることとなった。」旨報告。協議の結果、了承された。

② 平成20年度の予算（案）について

事務局より、「平成20年度の予算案としては、『収入の部』が、①会費収入3,810,000円（12万円減）、②称号認定料収入8,400,000円（60万円減）、これに、③前年度繰入金12,768,000円等を計上して、総収入額合計24,437,651円（4,536,416円減）を計上した。また、『支出の部』としては、①事業費1,444,000円（38,6万円減）、②管理費1,100,000円（6万円増）、③事務経費14,310,000円（24万円増）を計上して、支出合計を16,854,000円（86万円減）の予算案をたてた。本年度も認定称号取得者数の減少に伴う緊縮型の予算案となっている。」旨報告。協議の結果、原案通り承認された。

4 大学及び短期大学において音楽療法士（1種、2種）養成の課程を置く場合の審査基準の一部改正（案）について

事務局より「平成12年度に、『大学及び短期大学において音楽療法士（1種、2種）養成の課程を置く場合の審査基準』を制定したが、その中の『教員組織の審査』では、音楽療法士の養成所として開設する場合、“開設年度”までに音楽療法を担当する専任教員を1名以上置く必要があるとしていた。今回、規制緩和の観点から、これを“完成年度”までに専任教員を1名以上置くものとする改正案にしている。改正理由としては、大学全入時代にあって、開設年度までに専任教員を1名以上置く必要があるとなると、新たに音楽療法士を養成しようとする開設校にとって、学生が集まらないこともあり得るので、リスク

が大きいこととなり、音楽療法士の養成をあきらめる学校も出てくる。これでは事業計画にある『音楽療法の普及並びに加盟校数の拡大』に水を差す結果となるので改正することとなった。なお、この改正案が認められれば、直ちに、保育士養成課程を置いている国・公・私立大学約 165 校宛に、本協議会加盟の依頼状を発送するよう予定している。」旨報告。協議の結果、異議なく承認された。

以上 午後 12 時 30 分終了。